

小田原漁港 1 号多目的広場利用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原漁港 1 号多目的広場（以下「多目的広場」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用時間)

第 2 条 多目的広場の利用時間は 7 時から 21 時までとする（神奈川県西部漁港事務所長（以下「所長」という。）が時間外利用を承認する場合を除く）。

(行為の禁止)

第 3 条 多目的広場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 犬その他の動物を放し飼いし、又はその糞を放置すること。
- (10) 他の漁港利用者又は近隣住民に迷惑となる騒音等を発すること。
- (11) 物品を販売し、又は配布すること（催しの一部として行われるものを除く）。
- (12) 興行を行うこと。
- (13) 公共的団体以外の者が催しを開催すること。
- (14) 前号に規定する催しを開催するため、多目的広場の全部を独占して使用すること。
- (15) 募金、署名活動その他これらに類する行為を行うこと。
- (16) 焚き火、花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること（早川地区の自治会、子ども会その他これらに類する団体があらかじめ所長から指定された場所で行う場合を除く）。
- (17) 前号までに掲げるもののほか、公共施設の利用方法として適切でないと所長が判断する行為を行うこと。

(行為の制限)

第 4 条 多目的広場において次に掲げる行為を行う場合は、あらかじめ所長に届け出なければならない。

- (1) 公共的団体が催しを開催するため、多目的広場の一部を独占して使用すること。
 - (2) 業として映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送を行うこと。
- 2 前項第 1 号の届出をしようとする者は、行為の目的、行為期間、行為場所及び多目的広場施設等を記載した小田原漁港 1 号多目的広場一時使用届（様式 1）を所長に提出しなければならない。既に届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 第 1 項第 2 号の届出をしようとする者は、「小田原漁港及び小田原漁港海岸ロケーション撮影利用受入れ実施要領」の定めるところにより行うものとする。

- 4 所長は、第2項又は第3項の届出があった場合、多目的広場の管理上必要な範囲内で調整を行うことができる。

附 則

- 1 この協定は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

小田原漁港1号多目的広場一時使用届

年 月 日

神奈川県西部漁港事務所長 殿

届出者住所
氏名
(法人名)
(代表者名)
電話番号

印

次のとおり小田原漁港1号多目的広場の一部を一時使用したいので届け出ます。

1 漁港等の名称	小田原漁港1号多目的広場
2 使用箇所	
3 使用人員	人
4 使用目的	
5 使用年月日及び時間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 時 分 から 時 分 まで
6 使用責任者	(住所) (氏名) (電話)
7 使用心得	(1) 使用目的以外に使用しないこと。 (2) 使用届出人員を超えて使用しないこと。 (3) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備を設置しないこと。 (4) 喫煙しないこと。 (5) 許可なく危険物、又は不潔な物品を持ち込まないこと。 (6) 事故等が生じた場合には、一切使用者が責任を取ること。 (7) 関係職員の指示に従うこと。 (8) 公用若しくは公共用に供するために必要が生じたとき、又は使用条件に違反する行為が認められたときは、使用を中止し又は届出の内容を変更することがある。

※ 催しの実施に伴い工作物を設置する場合は、当該工作物の位置図及び大きさのわかる図面等を添付してください。